「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b:条件付き了解　c:受け入れらない　d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）	3074	農業振興に資する施設に関する要件の緩和 （農業用施設の追加）	当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランや農産物加工所、食関連企業等（地場産品を使用した食の提供施設を含む。）で、設置者が農業者（農業者の組織する団体（農協等）を含む）であり、当該施設を設置する市内（町内）で生産される農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設について、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び農林水産省令で定める農用地区域内で設置が可能な農業用施設に加える。これにより、農用地区域からの除外（5つの除外要件有り）対象ではなく用途変更（農地→農業用施設用地）で対応が可能となり、農用地区域内に施設の設置が可能となる。	現状、農用地区域内に設置できる農業用施設は農業振興地域の整備に関する法律及び農林水産省令で定められているが、地場の農産物を活用する農業振興に資する農家レストランや農産物加工所、食関連施設は含まれていない（農家自らが生産したものを加工・販売する施設のみ、農業用施設としている）が、農業者が設置し、同一市内（町内）で生産された農畜産物を5割以上使用する、地域の農業の振興に寄与する施設を農業用施設に追加し、農用地区域の用途変更で対応することで、地域で生産した農作物の利用促進による地域農業の持続的な振興を図る。	1回目	農林水産省	農村振興局 農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、同施行規則第1条	D、C	－	－	農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。	農用地区域内に設置できる農畜産物の製造（加工）・販売施設については、主として自己の生産する農畜産物を使用するものに限定していたところを、平成26年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則を改正し、主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を使用できるよう要件緩和を行ったところ。 また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（抄） 第一条　農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。 一、二［略］ 三　耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設 イ　主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物（ロにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ　主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設 四［略］	①a ②c	本提案では、6次産業化の推進による地域農業の振興を図るため、農業者（農業者の組織する団体（農協等）を含む）が設置し、同一市内（町内）で生産された農畜産物を5割以上使用する農家レストランや農産物加工所等の地域の農業の振興に寄与する施設は農業用施設に追加することを提案している。 本提案のうち、 ①「同一市内（町内）で生産された農畜産物を5割以上使用する」とする提案については、平成26年4月1日付けの改正により「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第11項第3号」の適用が拡大され、実現可能であることが明らかとなったことから、了解する。 ②「農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項」の農業用施設への農家レストランの追加に係る提案については、国家戦略特区で対応可能との見解をいただいたが、平成25年秋「国と地方の協議」における回答でも記載したとおり、総合特区により同様の措置を要望するものであり、かつ、内閣府からも「本提案について総合特区での実現可能性を示すこと」とのコメントを付されている。改めて、総合特区における要件緩和に対する見解を伺いたい。	「同一市内(町内)で生産された農畜産物を5割以上使用する」とする提案については、実現可能であることが明らかとなったため、協議を終了する。 農業用施設への農家レストランの追加に係る提案については、農林水産省からは国家戦略特区において対応可能との見解が示されたが、自治体は総合特区での実現可能性についての見解を平成25年秋協議から一貫して求めているため、農林水産省は総合特区制度での本提案の実現可能性について見解を示すこと。	
					2回目				C	－	－		農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特区制度の活用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地区域内設置については、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであることから、まずは、国家的見地から国・地方公共団体・民間の三者が一体となってプロジェクトを推進する国家戦略特区において設置を認めることとし、国家戦略特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、全国展開についての対応を検討することとしたものである。当面は、国家戦略特区制度において検証を進めることとしており、対象を総合特区にまで拡大することは適切ではないと考えている。	c	農家レストランは、農業者（農業者の組織する団体を含む）が、自ら生産した農畜産物などを活用した食を提供する施設であり、農畜産物の直販や加工品の製造販売などの取組と同様、6次産業化の促進、さらに農業の成長産業化を促進する上で重要な施設である。 また、農家レストランの立地場所は、農山村風景を堪能できるエリアに設置することが、施設の魅力を高め、集客力の向上につながるとともに、美しく伝統ある農山村を次世代に継承する役割を果たすことから、農用地区域への設置が効果的である。したがって、本県は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第3条第4号の農業用施設に農家レストランを追加することを求めている。 なお、農家レストランを農用地区域内に設置する場合は、農振法第13条第2項の要件に十分配慮した上で設置するとともに、「国家戦略特別区域における農家レストランの設置について」（平成26年4月1日付け25農振第2474号農林水産省農村振興局長通知）の留意事項を遵守することにより、適切な土地利用を図ることは可能であり、仮に事業者が撤退した場合であっても、農業利用を前提とした適正な土地利用に向けた規制が可能となることにより、乱開発の抑制につながるものと考えている。 国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、6次産業化など付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓やコスト低減等などを進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する」としており、本県が提案する規制の特例措置は、生産・加工・販売・観光等が一体化した攻めの農林水産業の展開、都市と農村の交流による地域の活性化、雇用の確保等につながることが期待できる。 以上のことから、総合特区における適用拡大を再度検討いただきたい。 併せて、貴省見解では、国家戦略特区においてその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で全国展開を検討するとのことであるが、本県としては農林水産業を成長産業化するためには早期の実現が必要と認識しているものであり、その効果の検証や全国展開の検討を行う概ねの時期について見解を伺いたい。	農林水産省より、農家レストランについては対象を総合特区にまで拡大することは適切ではないとの見解が示されたが、自治体は農林水産業を成長産業化するためには早期の実現が必要と認識していることから、総合特区制度における適用を求めており、両者の間に見解の相違がある。 農林水産省は、自治体の見解を踏まえて再度検討を行い、また、内閣府と連携し、国家戦略特区における効果の検証や全国展開の検討を行う概ねの時期について、明らかになり次第情報提供に努めること。自治体は、農林水産省の見解を踏まえ、更なる検討を行うこと。	ⅵ
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）	3311	災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和	新エネルギーで発電した電力は、電気事業法第17条第3項第1号の「電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること」との規定により、生産工程や資本関係、人的関係等の密接な関係を有しなければ電気融通ができない。このため、太陽光や木質バイオマス等の新エネルギーで発電した電力を災害時に総合特区内の特定施設（避難所や物資供給拠点等）に対して融通できるよう、経済産業大臣の許可不要な電気供給要件に「災害・停電時における協力協定を締結している施設への供給」を追加し、特定施設（避難所や物資供給拠点等）の電力を確保する。	現状では、資本関係・人的関係等で密接な関係を有しなければ電力融通できない状況にあり、一定地域内での電力融通は事実上不可能な状況にある。更に、災害時には特定施設で使用したい電力も、電力使用制限の適用対象となってしまい、区域内で正常に発送電が可能な状況であっても、融通することはできない。 当該規制を緩和することにより、災害時において、総合特区内の発電および送電に必要な施設が正常である限り、近隣で発電した電力を地元の特定施設（避難所や物資供給拠点等）で有効利用することを可能とする。	1回目	経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課	電気事業法第17条第1項、同条第2項、同条第3項 電気事業法施行規則第21条	D	－	－	・特定供給については、電気事業法第17条で「電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」としており、同条第3項に許可を認める要件として以下のとおり規定している。 第1号　電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。 第2号　供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあっては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。	特定供給については、電気事業法第17条第3項第1号に規定する「密接な関係」を有する者に対して行う供給行為であり、許可に当たっては供給の相手方及び供給する場所ごとに経済産業大臣の許可を受ける必要がある。 したがって、電気の供給を行う者と電気の供給を受ける者との間に密接な関係が認められるものであれば、災害時も含め、特定供給の許可を取得することによって電気の供給を行うことが可能である。 今回の御提案は、災害時において災害対策本部・避難所及び隣接する工業団地内の工場に対して、災害時に必要となる電気を災害時協力協定により供給するものである。特定供給を行うに当たっての許可要件である「密接な関係」は、供給を行う者と供給を受ける者が組合を設立すること等であるため、災害時協力協定等において組合を設立する旨の定めがあれば、特定供給の許可を得ることが可能である。このため、現行法を改正することなく対応することが可能であると考えられる。 また、災害時に自ら敷設した電線路を介して行う電気の供給を無償で行っている限りにおいては、電気事業法の対象外となるため、電気事業法上の許認可等は不要である。	a	貴省見解により、本県提案は実現可能であることから了解する。	自治体の提案は実現可能となったため協議を終了する。	ⅲ
					2回目												